

第24号議案

神戸市消防団条例の一部を改正する条例の件

神戸市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市消防団条例の一部を改正する条例

神戸市消防団条例（昭和58年10月条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「5,100円」を「7,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

消防団員の出動手当を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市消防団条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(費用弁償)

第8条 略

2 出動手当は、消防団員が災害の防御、警戒、  
訓練等の職務に従事した場合において、市長が  
必要があると認めたときに、次の各号に掲げる  
職務の区分に応じ、当該各号に定める額を規則  
で定めるところにより支給する。

(1) 略

(2) 前号の職務以外の職務 1回につき 5,100

7,000

円

円

3 略